# ニセコ町広告掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、ニセコ町まちづくり基本条例(平成12年ニセコ町条例第45号)第13条及び第50条の規定に基づき、ニセコ町のまちづくりに賛同する民間事業者等との協働の取り組みとして、町が保有する資産等を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (広告掲載の目的)

第2条 町が保有する資産等への広告の掲載又は提出(以下「広告掲載」という。)は、民間事業者等の地域貢献機会の提供及び地域づくりへの参加手法として行うとともに、町の新たな財源を確保し、まちづくりの推進に資することを目的とする。

## (広告媒体の種類)

- 第3条 広告媒体としての活用を検討する町有資産は、次に掲げるものとする。
  - (1) ホームページ
  - (2) その他広告媒体として活用できる町有資産

#### (広告掲載の基本的な考え方)

第4条 町の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報とし、広告内容及び表現は それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

- 2. 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としない。
  - (1) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和 37 年法律第 134 号)並びに業種ごとに定めのある 広告に関する関連法令、告示、通達・通知及びガイドライン等の規定に違反しているもの。
  - (2) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和 37 年法律第 134 号)第 11 条に規定する認定を受けた協定又は規約に違反しているもの。
  - (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
  - (4) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの。
  - (5) 政治性、宗教性があるもの。
  - (6) 社会問題についての主義主張等があるもの。
  - (7) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの。
  - (8) 個人又は法人の名刺広告。
  - (9) 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの、又はその疑いがあるもの、事実を誤認する おそれがあるものなど、消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの。
  - (10) 町有資産の性質等に照らし広告を掲載することが適当でないと認められるもの。

3. 広告掲載に係る料金、規格、募集及び選定等、この要綱に定めの無い基準は、第3条各号に 規定した広告媒体毎に別に定める。

## (広告掲載の付記事項等)

第5条 広告掲載に当たっては、当該広告が民間事業者等の広告であることを明確にするため、 原則として、民間事業者等の広告欄であることを明示するとともに、必要に応じ、広告の内容に 関する責任の帰属に関すること、その他必要な事項を注記するものとする。

# (広告掲載の取消し)

第6条 町は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を 取り消すことができるものとする。

- (1) 広告を掲載する者(以下「広告主」という。)が町の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (3) 広告主が別に定める制限業種その他広告を掲載しないこととする事由に該当するに至ったとき。
- (4) 町の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

#### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

以上